

役員候補選出会議規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人関東学生陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）の定款第21条第1項に規定する役員（理事および監事）の候補者のうち、「理事会および理事・監事に関する規程」第16条第1項に基づき特定の競技会の成績要件を満たした加盟校によって指名される理事（成績枠理事）以外の本連盟の理事および監事（以下「対象理事・監事」という。）の候補者の選出に関する事項を定める。

(任務)

第2条 役員候補者選出会議（以下「選出会議」）は、対象理事・監事の候補者案を策定し、理事会に答申する。

(構成)

第3条 選出会議は、以下の各号に定める者（合計9名）により構成されるものとする。

- (1) 会長
 - (2) 副会長のうち1名（副会長の過半数の同意により、当該1名が決定される）
 - (3) 専務理事
 - (4) 関東学生陸上競技対校選手権大会男子1部の成績要件に基づき選出された理事のうち1名（当該理事6名の過半数の同意により、当該1名が決定される）
 - (5) 関東学生陸上競技対校選手権大会男子2部の成績要件に基づき選出された理事のうち1名（当該理事3名の過半数の同意により、当該1名が決定される）
 - (6) 関東学生陸上競技対校選手権大会女子1部の成績要件に基づき選出された理事のうち1名（当該理事4名の過半数の同意により、当該1名が決定される）
 - (7) 東京箱根間往復大学駅伝競走の成績要件に基づき選出された理事のうち1名（当該理事6名の過半数の同意により、当該1名が決定される）
 - (8) 関東大学女子駅伝対校選手権大会の成績要件に基づき選出された理事のうち1名（当該理事3名の過半数の同意により、当該1名が決定される）
 - (9) 外部理事1名（外部理事が複数いる場合は、その過半数の同意により当該1名が決定される）
- 2 選出会議には、監事がオブザーバーとして出席し、意見を述べることができるものとする。ただし、監事は議決権を有しないものとする。

(招集および決議)

第4条 選出会議は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 選出会議は、前条第1項に定める構成員の総数の過半数の賛成をもって、第2条に基づき理事会に答申する対象理事・監事の候補者案を決定する。

(審議の方法等)

- 第5条 選出会議は、理事および監事の任期が満了する年の2月末までに第1回会議を開催した上で、少なくとも合計2回は開催するものとする。ただし、第2回以降については、提案内容に対して構成員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思を表示した場合は、当該提案内容を可決する決議が成立したものとみなし、この場合は会議の開催を要しないものとする。
- 2 選出会議の構成員は、選出会議の審議内容について、選出会議の構成員ではない理事および監事と協議をすることができるものとする。
- 3 選出会議の構成員ならびに前項に基づき協議を受けた理事および監事は、選出会議の審議内容を秘密として保持し、理事および監事以外の第三者にこれを開示・伝達・漏洩等をしてはならないものとする。

(規程の変更)

- 第6条 本規程の変更は、理事会の決議をもって行う。

(附則)

この規程は、2025年6月10日より施行する。(同日理事会決議)